

[事案 2024-328] 解約無効請求

・令和7年8月29日 裁定打切り

<事案の概要>

解約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成23年12月に母を法定代理人として契約した一時払終身保険について、令和2年11月に父が法定代理人として解約請求し、父名義の口座に解約返戻金の支払処理がされた。しかし、以下等の理由により、解約を無効として解約返戻金を支払ってほしい。

- (1)本解約は、自分の承諾なくして行われたが、自分は本解約当時15歳であり、契約内容を理解し意思決定を行う判断能力を有していた。自分は、将来の進学費用のため本契約を維持する意思を有していたため、本解約は許されない。
- (2)本解約は、父が自分に対する親権を放棄した後にされた。
- (3)母は、本解約当時、父からの家庭内暴力を理由として父と別居しており、本解約について同意していなかった。保険会社は、母の同意があるという父の口頭の説明のみに依拠して本解約に応じており、母に対し直接同意の確認をしておらず、母の同意があると信じたことに正当な理由はない。
- (4)本契約は、自分の進学費用として利用する目的のものであったことから、本解約は、自分の利益に著しく反し、代理権の濫用として許されない。
- (5)保険会社が本解約に応じたことは、正当性・適法性を著しく欠き、自分の利益を著しく害する不当な行為である。

<保険会社の主な主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本解約当時、申立人は未成年であり、申立人父は親権者として包括的な代理権を有していたため、申立人の個別具体的な承諾がなくとも本解約は有効である。
- (2)申立人父が親権を放棄したとする証拠はなく、親権の辞任についても証拠はない。
- (3)本解約は、申立人母の同意のもとに行われており有効である。仮に、申立人母の同意がなかったとしても、当社には申立人母の同意があると信じたことに正当な理由があるため、本解約は民法110条の適用により有効である。
- (4)仮に、本解約当時、申立人父が親権を失っていたとしても、当社はその事実を過失なく知らなかったため、本解約は民法110条および112条の重畳適用により有効である。
- (5)仮に、本解約が無効であったとしても、当社が行った解約返戻金の支払いは民法478条の類推適用により有効である。
- (6)本件では、親権者に子を代理する権限を与えた法の趣旨に著しく反すると認められる特段の事情は認められないから、本解約は代理権の濫用に当たらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件のように、法律上の争点が多く、事実関係の対立が顕著である事案について、その事実関係の解明は、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、保険会社の反対尋問権も保障される裁判（訴訟）手続において、慎重に行うべきであると考えられるが、裁判外紛争解決機関である裁定審査会には、そのような手続は設けられていない。
- (2) 本契約について解約請求を行い、解約返戻金を受領した申立人父は、本申立てについて重要な利害関係を有し、その手続的保障（主張・立証の機会）が不可欠と認められるが、裁定審査会には裁判（訴訟）手続に備わっているような、申立人以外の者の権利を手続的に保障する制度がない。